

保 健 相 談

動 向

医療制度改革関連法案が国会に提出され、医療費適正化、生活習慣病予防を目指して、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導が実施される。保健師・管理栄養士等への期待は大きい。

産業保健分野では、過重労働・メンタルヘルス対策への取り組みが課題となり、健康診断時に全員を対象にしたストレス調査票を使った面接や相談を導入する事業場が増加した。

地域保健分野でも保健相談のアウトソーシングを、積極的に活用する方針が出されてきた。相談課では保健相談を事業の柱として行っているが、高い質の確保・技術の標準化を目指し、平成17年度から保健相談教育プロジェクトを立ち上げ、事業拡大を進めた。

I. 保健相談事業

平成17年度は保健相談事業の転換の年となった。総合健康管理機関として大規模事業場の健診システムから保健相談までをモデル事業として受託、協会スタッフが事業場担当者とチームで取り組み導入した。健康管理事業は保健師による二次渉外（業務部に保健師同行）が定着し、事業場のニーズを大事にして事業を拡大、問合せ35、同行渉外33、契約成立は12（年間契約6、短期契約2、健康教育4）であった。

（1）年間契約保健相談（26団体）

事業場の安全衛生管理体制や健康問題に応じて協力する。産業医との連携、衛生管理者・看護職・衛生担当者・安全衛生委員会との相互理解をはかり、衛生管理活動の推進に協力する事を重視している。新規契約事業場は6団体で、モデル事業として受託した大規模事業場は生活習慣病予防を目的とし健康診断時に全員面接を導入し、稼働数・保健相談数とも大幅に増えた。

（2）短期契約保健相談（32団体）

短期契約は、事業場の健康管理担当者と連携し、健康診断結果を基にした事後指導と心身の健康づくりを重視した保健相談が主である。

新規契約した2団体はそれぞれ看護職が事業所で健康管理を行っており、1団体は看護職の応援のた

めに健康管理業務全体の支援を半年だけ協力、1団体は看護職の退職に伴い事後指導を受託して実施した。中止団体は2団体で事業場の内部スタッフで実施のためであった。

（3）健康増進活動（THP）

健康の保持増進を目指しており、保健・栄養・運動・ストレス等保健行動のセルフコントロールを重視した健康指導である。従業員数の減少等があり、平成17年度は4団体68人であった。

（4）労災二次健診特定保健指導

労災保険による二次健康診断は生活習慣病外来の中で実施、脳血管疾患又は心疾患の発生の予防を図るための特定保健指導を実施した。生活習慣の変容とデータ改善を望む人には個別健康教育によるプログラムを外来の中で実施した。

II. 健康教育活動

一般健康教育と個別健康教育（高血圧・高脂血症・耐糖能異常・禁煙プログラム）メンタルヘルス、管理栄養士による教室の小集団教育を実施。

III. 協会施設内保健相談

精密総合健診等の個人健診の充実では、個人対応の充実と生活習慣病予防を重視した相談を目指している。生活習慣調査結果と健診結果を結びつけた「面接支援システム」を活用した保健相談は定着したが、ドック受診時の保健相談はPR不足で約500人減少した。

外来は健康問題に対応した保健相談・栄養指導を実施している。保健指導の看護部への委譲を3外来（女性クリニック・整形外来・禁煙外来）で進めた。

神奈川からがんをなくす会は会員制のがん検診。定期的ながん検診と保健相談、事後フォロー等個別対応を重視して実施。

相談窓口の常設は協会受診者の健診結果についての問い合わせや、生活習慣の改善方法についての相談、事業所担当者からの健康管理に関する質問等に対応している。健診結果に関する関心が高く平成17年度は電話相談が増加し829名となった。

関係の集計表は152頁に掲載